

# 事務所コラム

2014年6月23日(月)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email [reiko@ebihara-tax.jp](mailto:reiko@ebihara-tax.jp)  
**税理士法人海老原税理士事務所** TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822  
(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5 条 14 丁目 13-11 Email [info@mpc55.jp](mailto:info@mpc55.jp)  
**横井税理士事務所** TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

## 厚生年金基金の今後の選択肢

### 平成 26 年度 4 月より厚年基金見直し

厚生年金基金の行方を決める法律が施行され、今後 10 年かけて厚年基金制度を廃止する事とされました。それぞれの厚生年金基金は代行部分の純資産額の積み立て状況に応じて 3 つに分けられ、区分に応じて用意された選択肢の中から今後の対応を決定する事になります。基金加入事業所はどのような事を検討するべきでしょうか？

### 改正後の厚年基金 3 つの選択肢

加入している基金の純資産額の積み立て状況を基準に次の様に分かれます。

- ①代行割れ (積立比率が 1.0 未満)  
→特例解散、精算型解散
- ②代行割れ予備軍 (同 1.0 以上 1.5 未満)  
→他制度へ移行又は通常解散及び解散命令
- ③健全な基金 (同 1.5 以上又は純資産÷最低積立基準額が 1.0 以上)  
→他制度へ移行又は存続

各々を説明します。

①に関して特例解散とは今後 5 年以内に解散を促進する事として解散の要件を緩和した措置で解散時の一括納付が困難な事業所には分割納付を促進し、連帯債務条件も外します。分割納付金利も国債に連動した低

利とし、今後 30 年間の延長も認めるとしてあります。但し納付計画書を提出し、認定を受けなければなりません。

②と③の他制度への移行とは解散後の上乗せ給付分の受給権保全の為積み立て分を他制度に移行しやすくする特例が設けられ、社員数 300 人以上の企業であれば事業所単位で確定給付企業年金へ移行もあります。300 人未満なら中小企業退職金共済へ移行できるようになりました。他には確定拠出年金制度もあります。

### 代行割れ基金は約 4 割、予備軍は約 5 割、健全な基金は約 1 割

過去の運用環境の変動と受給者の増加が代行割れを招いたと言われていています。しかし代行割れ基金に加入している企業にとって、今まで社員が上乗せ年金をもらえると信じて積み立ててきたのですから「上乗せはなくなりました、廃止するのに負担金をお願いします」と言われても納得しがたいものがあります。そのままにしておく事もできず今後の深刻な問題となっています。



解散には加入事業所の 3 分の 2 以上の同意を必要とします